

ホ ッ ト e プ ラ ス

(オプション契約約款)

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）の業務用電力もしくは高圧電力またはオプション契約約款の業務用取引量別契約もしくは産業用取引量別契約（以下「常時契約」といいます。）として電気の供給を受け、定格電圧が200ボルト以上の暖冷房の機能を備えた電気式ヒートポンプ空調機器を使用し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、この約款による契約（以下「この契約」といいます。）を変更または廃止することができます。

(3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 割引対象機器

割引の対象となる機器（以下「割引対象機器」といいます。）は、すべての熱源を電気によりまかなう定格電圧が 200 ボルト以上の次の区分に該当する機器とし、原則としてその区分ごとに専用の回路で施設していただきます。

(1) 業務用電力または業務用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

イ 暖房用として使用される電気式ヒートポンプ機器（冷房機能を備えた機器を除きます。）

ロ 暖房用として使用される電気式ヒートポンプ機器以外の機器（冷房機能を備えた機器を除きます。）

ハ 融雪用として使用される電気式ヒートポンプ機器

ニ 融雪用として使用される電気式ヒートポンプ機器以外の機器

(2) 高圧電力または産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

イ 融雪用として使用される電気式ヒートポンプ機器

ロ 融雪用として使用される電気式ヒートポンプ機器以外の機器

4 割引対象契約容量

割引対象契約容量は、3（割引対象機器）における専用の回路に設置された主開閉器容量にもとづき、割引対象機器の区分ごとに次によって算定された値（この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）といたします。ただし、割引対象契約容量は、割引対象機器の区分ごとの容量（入力）の合計の 150 パーセントを上限といたします。

なお、主開閉器容量は、受電設備の二次側に直接接続された割引対象機器専用回路の保護開閉器の容量といたします。

また、割引対象契約容量の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(1) 主開閉器が交流単相 2 線式の場合

$$\text{割引対象契約容量 (キロワット)} = \frac{\text{主開閉器容量 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)}}{1,000}$$

(2) 主開閉器が交流 3 相 3 線式の場合

$$\text{割引対象契約容量 (キロワット)} = \frac{\text{主開閉器容量 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)}}{1,000} \times 1.732$$

5 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額（以下「割引対象額」といいます。）から、(1)によって算定された金額（以下「暖房融雪割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、暖房融雪割引額は、割引対象額を上限といたします。

(1) 暖房融雪割引額

暖房融雪割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{暖房融雪割引額} = \frac{4 \text{ (割引対象契約容量) によって}}{\text{算定された割引対象契約容量}} \times \text{(2)の割引単価}$$

(2) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

イ 業務用電力または業務用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

	割引対象機器の区分		割引単価
割引対象契約容量1キロワットにつき	暖房用として使用される機器	電気式ヒートポンプ機器	315 円 74 銭
		電気式ヒートポンプ機器以外の機器	157 円 87 銭
	融雪用として使用される機器	電気式ヒートポンプ機器	218 円 98 銭
		電気式ヒートポンプ機器以外の機器	112 円 04 銭

ロ 高圧電力または産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

	割引対象機器の区分	割引単価
割引対象契約容量1キロワットにつき	電気式ヒートポンプ機器	218 円 98 銭
	電気式ヒートポンプ機器以外の機器	112 円 04 銭

6 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから割引対象機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、負荷設備の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) お客さまが、主開閉器の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) 当社は、常時契約が標準約款 22 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、暖房融雪割引額を別表（暖房融雪割引額の日割計算の基本算式）により日割計算をして、料金を

算定いたします。

- (5) お客さまが、主開閉器または割引対象機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、暖房融雪割引額を別表（暖房融雪割引額の日割計算の基本算式）により日割計算をして、料金を算定いたします。この場合、常時契約が標準約款 22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当しないときは、常時契約の料金は日割計算をして算定いたしません。
- (6) この約款に定めのない規定については、標準約款、業務用取引量別契約または産業用取引量別契約に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表（暖房融雪割引額の日割計算の基本算式）

- 1 暖房融雪割引額の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の暖房融雪割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- 2 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- (1) この約款の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- (2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。